

平成30年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園
園長 島田 峰子

平成29年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただく請求書ではありません。

平成29年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園

平成29年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	126,750円	126,750円	118,910円
	5月	126,750円	126,750円	118,910円
	6月	126,750円	126,750円	118,910円
	7月	126,750円	126,750円	118,910円
	8月	126,750円	126,750円	118,910円
	9月	126,750円	126,750円	118,910円
	10月	126,750円	126,750円	118,910円
	11月	126,750円	126,750円	118,910円
	12月	121,480円	121,480円	113,640円
	1月	121,480円	121,480円	113,640円
	2月	121,480円	121,480円	113,640円
	3月	121,480円	121,480円	113,640円

ゆたか第二保育園

平成29年度公定価格（一人あたり）

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	230,230円	153,410円	98,010円	90,440円
	5月	230,180円	153,360円	97,960円	90,390円
	6月	230,230円	153,410円	98,010円	90,440円
	7月	230,050円	153,230円	97,830円	90,260円
	8月	230,010円	153,190円	97,790円	90,220円
	9月	230,090円	153,270円	97,870円	90,300円
	10月	230,050円	153,230円	97,830円	90,260円
	11月	230,010円	153,190円	97,790円	90,220円
	12月	230,050円	153,230円	97,830円	90,260円
	1月	230,050円	153,230円	97,830円	90,260円
	2月	230,050円	153,230円	97,830円	90,260円
	3月	232,490円	155,670円	100,270円	92,700円
保育短時間認定	4月	219,750円	142,930円	87,530円	79,960円
	5月	219,700円	142,880円	87,480円	79,910円
	6月	219,750円	142,930円	87,530円	79,960円
	7月	219,570円	142,750円	87,350円	79,780円
	8月	219,530円	142,710円	87,310円	79,740円
	9月	219,610円	142,790円	87,390円	79,820円
	10月	219,570円	142,750円	87,350円	79,780円
	11月	219,530円	142,710円	87,310円	79,740円
	12月	219,570円	142,750円	87,350円	79,780円
	1月	219,570円	142,750円	87,350円	79,780円
	2月	219,570円	142,750円	87,350円	79,780円
	3月	222,010円	145,190円	89,790円	82,220円